

三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採

募集説明書

1. 募集名称: 三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採

2. 募集内容: 河川内樹木の伐採・搬出

3. 採取(伐採)時期

令和3年 2月15日(月) ~ 令和3年 3月26日(金)まで

4. 採取場所・区域

広島県安芸高田市甲田町地先

(江の川 右岸 智徳橋～篠原橋間 河川敷)

※別添図面(樹木等採取予定箇所図)のとおり

5. 申込みに必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に伐採を行った者の場合、著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に伐採を行った者の場合、著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 募集期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 募集期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 申込み手続き等

① 提出書類

募集説明書に添付の申込書を郵送、FAX、メール等により提出すること。

② 申込期間

令和3年 2月 8日(月) ~ 令和3年 3月 5日(金)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

電話 0824-63-4202

FAX 0824-63-3132

メール info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

7. 採取(伐採)者の選定方法

「申込書」を提出した頂いた方が、採取者として選定されます。

なお、選定は原則先着順としますが、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。 ※現地で本人確認を行う場合があります。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の 取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や伐採を行った者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて伐採を行った者に指導を行う。

② 河川管理者は、伐採を行った者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて伐採を行った者に指導を行う。

③ 採取は、伐採を行った者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は伐採を行った者の責任において行うこと。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、伐採を行った者は速やかに三次出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、伐採を行った者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④ 伐採を行った者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 問い合わせ先

申込み手続きに関しては、6. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

〒731-0521 広島県安芸高田市吉田町常友1200

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所 吉田出張所

電話 0826-42-0770

FAX 0826-42-4751

10. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

11. 注意事項

- ① 伐採、積み込み、運搬作業は各自で行うこと。なお、作業時には事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ③ ゴミ等とは出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ④ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。
- ⑤ 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ⑥ 現地でのケガや事故、第三者に損害を及ぼした場合、又は苦情等を受けた場合は自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任、負担を負いません。
- ⑦ 伐採木の品質については、三次河川国道事務所では一切の責任を負いません。
- ⑧ 堤防道路から高水敷へ下りる進入路(坂路)を使用することができるが、安全対策については、三次出張所職員に従うこと。
- ⑨ 三次出張所長が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

- ⑩ 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。
- ⑪ 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。
- ⑫ 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。
- ⑬ ⑩～⑫を遵守しない者は、今後募集する河川内樹木の伐採については、認めない場合がある。

樹木等採取予定箇所図



現地伐採箇所の状況（1月14日撮影）

申 込 書

令和 年 月 日

中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

<申込者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

令和3年 2月 8日付けで募集された「三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採」について下記のとおり申込みします。

なお、募集資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

《河川法第25条による河川産出物の採取に準ずる確認事項》

河川の名称 : 一級河川江の川水系江の川

採取の場所 : 広島県安芸高田市甲田町地先

1. 採取の目的

2. 採取に係る土地の面積

希望伐採区画:

※伐採区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

3. 河川の産出物の種類及び数量

種類(樹種) :

数量 :

4. 採取の方法

伐採方法 :

搬出方法 :

5. 採取の期間

自 令和 3年 月 日

至 令和 3年 月 日

6. 過去の伐採実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

記入例 ※赤文字で記入例を示していますので、参考にして下さい。

申 込 書

令和●●年●●月●●日

中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

<申込者>

氏 名: ●● ●● 印

住 所: ▲▲市■町★★

電 話 番 号: XXXX-XX-XXXX

F A X 番 号: XXXX-XX-XXXX

メールアドレス:

(所有者のみ)

令和3年 2月 8日付けで募集された「三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採」について下記のとおり申込みします。

なお、募集資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

《河川法第25条による河川産出物の採取に準ずる確認事項》

河川の名称 : 一級河川江の川水系江の川

採取の場所 : 広島県安芸高田市甲田町地先

1. 採取の目的

薪、キノコの原木など

2. 採取に係る土地の面積

希望伐採区画: 5m × 5m程度

※伐採区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

3. 河川の産出物の種類及び数量

種類(樹種) : ヤナギ
数量 : 1mが10本程度

4. 採取の方法

伐採方法 : チェーンソー
搬出方法 : 軽トラック(1.5tトラックなど)

5. 採取の期間 ※予定で結構です

自 令和 3年●●月●●日
至 令和 3年●●月●●日

6. 過去の伐採実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成●●年●●月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。